令和6年第1回東浦町議会定例会 一般質問通告一覧表 令和6年3月4日(月)・5日(火)

日	順	開始時間	質問議員	質問事項
	1	9 時10分	間瀬宗則 (P2)	1 町運行バス「う・ら・ら」のダイヤ改正について2 ライドシェアの導入検討の考えは
4	2	10時10分	秋葉富士子 (P6)	1 住民の命を守る防災・減災対策について 2 「認知症にやさしいまち」を目指して
日 (日	3	11時10分	赤川操恵 (P8)	1 災害時の避難所について 2 循環型社会を目指して
月)	4	13時00分	久松純志 (P11)	1 本町の持続可能な行財政運営について2 令和6年能登半島地震発生から本町の防災・ 減災の現状を問う。
	5	14時00分	長坂知泰 (P13)	1 本町の子ども・子育て支援体制を問う
	6	9 時10分	森靖広 (P19)	1 カーボン・ニュートラルを見据えた取り組み について2 魅力ある東浦町を知ってもらうための発信 (PR) について
5	7	10時10分	大川晃 (P21)	1 知多半島、みんなでお産を見直さん?2 子育て支援センター「うららん」を妊産婦用の福祉避難所に指定することについて
日(火)	8	11時10分	山田眞悟 (P24)	1 「災害時にも安心・安全なまちへ」町長のアップデート実践に向けての提起。2 「広報ひがしうら」の全戸配布を求めます。3 「敬老事業」の復活を求めます。
	9	13時00分	北野興地 (P26)	1 防災対策の充実・強化を 2 町広報紙「広報ひがしうら」による情報等伝 達力の充実を
	10	14時00分	杉下久仁子 (P29)	1 防災・減災の実効性ある対応を求めて

質問順位1 8番議員 間瀬 宗則(清流会)

1. 町運行バス「う・ら・ら」のダイヤ改正について

町運行バス「う・ら・ら」は町民にとって重要な移動手段であり、民間バス会社、タクシー会社などの事業者と、各地区連絡所長を始めとした利用者代表などで構成する東浦町地域公共交通会議において、毎年、利用状況をもとに評価と改善が行われているものと理解しています。

令和元年 10 月に大幅なダイヤ改正が行われましたが、直後の令和 2 年に新型コロナ感染症拡大防止のため緊急事態宣言が発出され、利用者が大きく落ち込む状況となりましたが、以降、利用者の意見を反映して小幅な改正を 2 回行って現在に至っていると認識しています。

「う・ら・ら」運行の問題点については、議会定例会の一般質問で4回(令和元年6月、12月、3年12月、5年9月)取り上げてきました。令和元年10月の改正では、新たに環状線を導入する形で、長年要望の強かった東ヶ丘団地の上高根台への乗り入れや、長寿医療研究センター直行便が実現しました。一方で、路線によっては目的地への乗車時間が長くなることや、時間帯によって「う・ら・ら」の空白時間が発生するなどの意見が出され、問題を解消するために様々な問題提起をしてきました。

また、第6次東浦町総合計画の公共交通の目標である、「移動しやすく 交流できるまちを目指します」の、「う・ら・ら」の充実に関して、地域 の拠点駅である名鉄巽ケ丘駅の乗り入れや、知北平和公園の乗り入れにつ いても提案してきた経緯にあります。

つきましては、令和5年12月に開催された東浦町地域公共交通会議資料がホームページで公開されていますので、これらを踏まえて、以下8点について質問します。

- (1) 令和元年 10 月に実施した大幅なダイヤ改正の評価を伺います。
- (2) 令和6年10月に予定しているダイヤ改正の主な変更内容と考え方を伺います。
- (3) 長年の要望である名鉄巽ケ丘駅への乗り入れは、町内各地から JR 武豊線、名鉄河和線のどちらの駅にも「う・ら・ら」で行くことができ、生活圏が広がって移動しやすい環境が整い、日常生活に変化が生まれることが期待できるため歓迎します。

乗り入れする際には、民業圧迫にならないよう民間事業者の意見を聞きながら、検討するとのことでしたが、どのような話し合いがされたのか以下に伺います。

- ア. 「う・ら・ら」の乗り入れは、知多バスが運行しない平日昼間時間 帯だけの運行になるのか。
- イ.「う・ら・ら」が乗り入れることで、知多バスが撤退することはないのか。
- (4) 知北平和公園への乗り入れは、東海市、大府市のコミュニテイバスも

乗り入れており、近隣市町とのつながりが期待できる一方で所要時間が 長くなることについて、どのように考えているのか伺います。

- (5) 現行ダイヤの環状線(右回り)で午前9時台の運行バスがないなど、 長時間の運行空白時間帯が生じる問題については、現行ダイヤでの解決 は困難ということでしたが、ダイヤ改正で解消されるのか伺います。
- (6) 同様に、環状線(右回り)の午前 10 時台のバスは利用者が多く、ポンチョ型バスから座席数の多い中型バスにして欲しいとの意見について、配車の都合上、ポンチョ型バスで運行しているとのことでしたが、ダイヤ改正で解消されるのか伺います。
- (7) 清流会の令和6年度予算要望で、ダイヤ改正を機に「う・ら・ら」で 使用する車両を電気自動車など環境にやさしい車両にすることを提案し ていますが、考えを伺います。
- (8) 最近の物価高騰や運転手不足などバス運行を取り巻く環境は厳しさを増していますが、「う・ら・ら」の運賃はどのように考えているのか伺います。

2. ライドシェアの導入検討の考えは

高齢者の方はじめ自家用車を運転しない人が町内を移動する手段として、町運行バス「う・ら・ら」は、基幹交通として重要な役割を果たしており令和4年度の利用者数は総計247,412人でした。また、民間路線バスとして知多バス「大府線」、「東ヶ丘団地線」や、きめ細かなサービスを提供することができるタクシーが主な移動手段として利用されており、自家用車を運転しない人には心強い存在になっています。

しかしながら、バスを運行することが難しい地域や、近くにバス停がない地域、あるいはバス停まで歩くことが困難な方など、身近で手軽に移動手段を確保する要望が多く寄せられており、「う・ら・ら」の路線を充実することは必要ですが、物理的に限界があることを考えると、住民の移動ニーズに効率よく対応できる新たな交通手段を考える時期ではないでしょうか。

令和2年1月に三重県亀山市と熊野市が行っているデマンド交通を清流会で視察して、令和3年12月定例会の一般質問で、「う・ら・ら」とデマンド交通を併用して運行する考えについて質問しました。利用者にとって使い勝手の良い移動手段となり得るのか十分な検証と、「う・ら・ら」増便やタクシーの利用助成等による支援との比較検証が必要であるということで慎重に導入検討するという主旨の答弁でした。

今回は、最近よく話題になる一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶ「ライドシェア」について、政府は新たな制度を創設し今年4

月から一定条件のもとで解禁する方針が決められたとの報道があることから、以下4点について質問します。

- (1)運転免許返納などで自家用車を運転しない年代の人が、買い物、通院、遊び等で出かける時は、「う・ら・ら」は重要な交通手段ですが、物理的に運行が難しい地域、身体的に利用が難しい人に対して、どのような移動手段の確保が有効と考えるのか伺います。
- (2) 「ライドシェア」について、活用できる制度であると考えているか伺 います。
- (3)「ライドシェア」について、町として導入を検討する考えはあるか伺います。
- (4) 「ライドシェア」の導入検討にあたっては、タクシー事業者や、運転 を担う一般ドライバーの理解と協力が必要になるが、町として検討の場 を設ける考えはあるか伺います。

令和6年度のダイヤ改正(案) 概略路線図

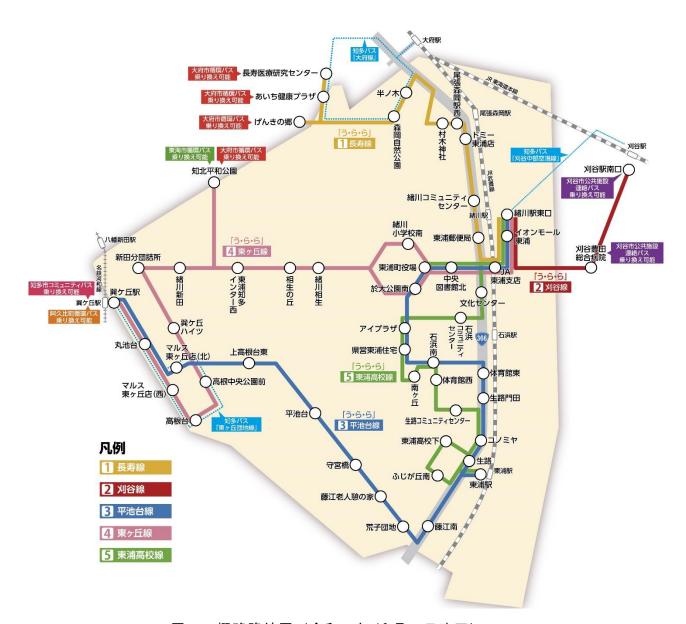


図1 概略路線図(令和6年10月1日改正)

※令和5年度第2回地域公共交通会議資料より抜粋

質問順位2 6番議員 秋葉 富士子(公明党東浦)

1. 住民の命を守る防災・減災対策について

2024年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源地とするマグニチュード7.6の大地震が発生しました。その後も余震は続いており、今般の地震(以下能登半島地震に略)の死者は241人、避難者は約23,000人(2月12日現在、NHKニュースによる)で甚大な被害をもたらしています。能登半島地震は1995年の阪神・淡路大震災、2016年の熊本地震を上回る規模で、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震はそれと同等、またはそれ以上の規模とも想定されています。防災・減災対策については、これまでも何回か一般質問してきましたが、能登半島地震を通し、改めて大地震から住民の命を守る防災・減災対策として、重要と考える取り組みについて質問いたします。

- (1) 石川県の死者のうち、家屋倒壊による犠牲者は9割近いとの新聞報道 (2月11日現在)がありました。家屋倒壊による犠牲者を軽減するため に、耐震シェルター、耐震(防災)ベッドは有効と考えます。
 - ア. 本町の木造住宅耐震シェルター整備費補助事業の実績、課題について伺います。
 - イ. 本町で耐震ベッド設置の補助事業を実施することを提案しますが、 見解を伺います。
- (2) 本年2月1日、避難場所を指定した車中泊避難について。
 - ア. 今回指定した車中泊避難場所での水、食料の備蓄について伺います。 イ. 避難場所のトイレの状況について伺います。
 - ウ. 車中泊避難で危惧されるエコノミークラス症候群の対策について伺います。
- (3) 能登半島地震では発災後、断水、停電、ガスの停止が起こり、住民の 生活に大きな影響を及ぼしました。このことから発災直後、避難してき た乳児のために液体ミルクの備蓄は重要だと考えます。液体ミルクの備 蓄について本町の見解を伺います。
- (4) 発災時、社会福祉施設が機能することは、普段の利用者やその家族の命を守るために重要だと考えます。
 - ア. 令和 2 年第 1 回定例会で、社会福祉施設の事業継続計画(以下 BCP に略)の策定状況について一般質問しました。その後の進捗状況、策定のための支援の取り組みについて伺います。
 - イ. 令和5年第1回定例会で、指定福祉避難所の拡充、要配慮者の社会 福祉施設への直接避難について一般質問しました。その後の検討状況 について伺います。
 - ウ. 平時での社会福祉施設と地域との連携が、災害時有効だと考えます。 こうした連携を推進することを提案しますが、本町の見解を伺います。

2. 「認知症にやさしいまち」を目指して

国内では急速な高齢化の進展に伴い、認知症になる人が増加しています。厚生労働省によりますと、明 2025 年には 65 歳以上の 5 人に 1 人、約 700 万人が認知症になると推計されており、認知症の人やその家族が安心して暮らせる環境づくりは喫緊の課題となっています。このような背景のもと、2023 年 6 月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下認知症基本法に略)が成立、2024 年 1 月 1 日から施行されました。基本理念として、全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活と社会生活を営むことができるようにするとしたほか、認知症の人の意見表明や社会参画の機会の確保、家族らへの支援などが記されています。本町ではこうした国の動きに先駆けて 2020 年 6 月に「東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例」を制定、認知症施策に取り組んでいます。そこで「認知症にやさしいまち」を目指す中で、課題だと感じること、住民の皆様からの相談、要望等から重要だと考えることについて質問いたします。

- (1)認知症基本法と本町の条例との整合性について伺います。
- (2)認知症の予防について。
 - ア. 認知症の予防のために本町が実施している取り組みについて伺います。
 - イ. 2020 年 12 月に国立長寿医療研究センターで発表された研究で、高齢者の難聴と認知機能低下との強い関連が見出だされました。また、2023 年 5 月の厚生労働省内の連絡会議によると、日本医療研究開発機構認知症研究開発事業において「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」が実施されたとあります。研究結果の公表はまだですが、聴覚障害のある高齢者の社会参加を促すことは認知症の予防につながると考えます。本町で難聴高齢者への補聴器購入費の助成事業の実施を提案しますが、見解を伺います。
- (3) 独居や高齢世帯の認知症の人への支援が重要だと考えますが、本町の取り組みについて伺います。
- (4) 認知症になった時、財産管理に困るケースがあります。認知症になる 可能性のある高齢者やその家族へ、適正な財産管理の情報提供等の支援 が必要だと考えますが、本町の見解を伺います。
- (5) 認知症になっても社会参画できる環境づくりが必要だと考えます。本町において、認知症の方の社会参加活動を促す取組について伺います。

質問順位3 5番議員 赤川 操恵(公明党東浦)

1. 災害時の避難所について

令和6年1月1日、石川県能登半島地方を震源とする強烈な地震が発生しました。今般の地震で亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。また、本町からも被災地へ職員が派遣され被災地支援に尽力されていることに感謝申し上げます。

- (1)令和6年2月7日気象庁地震火山部の解説情報によりますと、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に発生する確率は70から80%。昭和東南海地震・昭和南海地震の発生から約80年が経過していることから、切迫性の高い状態となっています。この地方で大規模災害が発生した時、開設する指定避難所には、多くの住民が一度に避難してくることが想定されます。その際、避難所運営は避難してきた人によって運営がされることが望ましいと言われています。いざという時に備え、避難所運営について住民の皆様と取り組みを進めていくべきと考えます。
 - ア. 避難所開設の手順について伺います。
 - イ. 避難所開設時の受付について、避難所利用者登録票を予め配布し事前に記入したものを持ち出し袋にいれておけば、避難所での記入作業がなくなり混雑が緩和されると考えますが本町の見解を伺います。
 - ウ. 避難所開設時の受付について、個人のスマートフォンから直接データを入力できるデジタル化体制の構築について見解を伺います。
 - エ.被災者が情報入手の手段として、個人のスマートフォンを利用される方が多くいると考えます。避難所でのWi-Fiの確保、携帯電話やスマートフォンの充電スポット等、どの様に準備をされているか伺います。オ.避難所運営の際に、女性や外国人の意見を反映させることをどのように考え、取り組んでいるのか伺います。
- (2)ペットの避難について

平成7年に起きた阪神淡路大震災ではペットや動物たちへの被害も大きく、約9,300頭(犬約4,300頭、猫約5,000頭)が飼い主とはぐれたり、負傷するなどの被災をしたといわれています。国のガイドラインには、「災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも、必要な措置である。」と明記されています。また、アイペット損害保険株式会社が行った「ペットの同行避難に関するアンケート調査2023」によりますと、「ペットは飼い主との同行避難が原則であることを知っているか」の問いに対して「知っている」と回答した割合は23.5%にとどまり、依然8割近くが「同行避難が原則」であることを認識していない結果となりました。さらに「最寄りの指定避難所のペットの受入れ体制」を尋ねたところ、ペットの受入れ体制を知らないペット飼育者が約8割を占め、

自治体などが実施する「ペットと同行避難訓練」に参加したことはある か」を尋ねたところ、参加経験者の割合は 12.2%で、約9割が参加したこ とがないという回答となりました。特に、室内飼育が推奨される猫飼育 者の参加率は1割にも満たず、「在宅避難」という選択肢への意識が強い ことが予想されます。その一方で、全国的に「災害時にペットと同じ空 間で過ごす同室避難ができないことで避難をためらった。」という声が 課題となっています。そうした声を受け、犬山市では令和4年 12 月から 同室避難が可能な避難所を市内公共施設の会議室等3か所に設けました。 そのほか、平成30年年の西日本豪雨に見舞われた岡山県総社市でも同室 避難が可能な施設があります。尚、総社市が作成した「平成 30 年7月豪 雨災害記録」には「全国で初めて公的施設内にペット同伴避難所を開設 した。これは、被災者の精神的な安定や、ペットの健康維持につながっ たものと考えられる。」という記載があります。このように、現在では ペットと飼い主は別の場所で過ごすという同行避難の認識が、少しずつ 変化してきているように感じます。もちろん様々な方が共同生活を送る 避難所では、動物が苦手な方、アレルギーを持っている方等への特別の 配慮は必要です。その上でペットの存在が人々にとってストレスやトラ ブルの原因になるかどうかは、家族の一員であるペットを飼育している 一人一人の意識と平常時からの備えが重要であると考えます。

- ア. 本町でのペット避難に対する備え等に関する周知の取り組みを伺います。
- イ. 避難訓練の際、ペットとの参加を呼びかけたか伺います。
- ウ. 同行避難から一歩進めて、同室避難への本町の考えを伺います。
- エ. 負傷した被災動物の応急手当、被災動物の保護・管理及び一時預か り等、災害時における動物救護活動に関する取り組みについて伺いま す。

2. 循環型社会を目指して

(1)日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は、農林水産省によると令和3年度推計値は約523万トンと発表されています。実際に食品ロスを出す割合をみると、食品関連事業者が全体の53%で、残りの47%は家庭からのものであり、大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、地域における食品ロスを減らす取り組みは大変に重要であると考えます。この食品ロスの削減は、気候変動対策としても大変に重要であり、廃棄によって直接的に生じる環境影響だけでなく、その生産過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費、製造・加工・流通・卸・小売の各段階でのエネルギー消費など、環境に及ぼす影響は決して少なくありません。食品ロス削減への住民運動のさらなる推進は非常に重要であると考えます。

- ア. 本町における可燃ごみの組成調査で、手つかずの食品、食材、食べ 残し等のいわゆる食品ロスの割合を伺います
- イ.スマートフォンのアプリ等を活用し、様々な食品を販売する店舗で、 閉店間際まで売れ残ってしまった料理やお惣菜等の情報を消費者に届 け、消費者とマッチングさせるサービスの展開など、食品の廃棄を削 減するフードシェアリングを実施することについて見解を伺います。
- ウ. 本町で取り組んでいるフードドライブの現状と今後の展開について 伺います。
- エ. 一般的なスーパーで流通している農産物は、おもにA等級、B等級と言われています。それ以下のものはたとえ規格内であっても、「消費者が敬遠するため採算が合わない」等の理由で、出荷されることはほとんどありません。食べられるものを捨てるのは、単にもったいないというだけでなく、栽培や生産に使われた水、電気、ガスなどを無駄にするエネルギー問題でもあります。本町でも取り組んでいる SDGsにおいて、目標 12 の「つくる責任、つかう責任」に該当すると考えます。生産者には社会や環境に配慮した品物をつくる責任があります。両者が互いよける場合わせ、すべての人が幸せに生き続けられる持続可能な社会を築いていくことが必要と考えます。そこで、色や形における規格外品や、食材の皮や芯や種など、出荷や加工前に廃棄されている地域の食材を、出来る限り有効に活用する商品開発や消費の拡大などを積極的に推進するべきと考えますが、現在本町として取り組んでいることを伺います。
- (2) ペットボトルの水平リサイクルについて

循環型社会を目指して行動するリデュース、リユース、リサイクルの頭文字を取った 3R。そのひとつでゴミを減らし生かしていくリサイクルについては、本町でも令和 5 年 6 月からミックスペーパーの分別回収、10 月から製品プラスチックの回収と新たな取り組みが進められています。その中で令和 6 年 1 月 15 日にペットボトルの水平リサイクルに関する協定が結ばれ、令和 6 年 4 月 1 日から「ボトル to ボトル」の実施が始まります。

- ア. 直近5年間のペットボトルの回収量の推移を伺う。
- イ. 水平リサイクルの取り組みの経緯を伺う。
- ウ. 水平リサイクルの流れを伺う。
- エ. コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社と株式会社 Mizkan と協定を結んだ理由を伺う。

質問順位4 7番議員 久松 純志(清流会)

1. 本町の持続可能な行財政運営について

令和5年8月就任され発足した日髙町政において、最初の予算編成である令和6年度の予算はロードマップの8つのテーマをいかに取り入れ、実効性のある施策が組み込まれたか、極めて注目される予算と考えます。

予算編成の基本方針による「中・長期的な財政運営に配慮しつつ、財源の確保に最大限努力する一方、将来負担を極力減少させるため、事務事業の必要性を見直すとともに、歳出の抑制に取り組み、真に必要な分野に限られた財源を重点的にかつ効率的に配分すること」のもと、新しい施策の策定及び継続的施策を確実に実行していただきたいと考えます。そのためには、いかなるリスク(政治・経済・社会・地政学等)にも対応可能な、柔軟な行政組織、しっかりとした財政基盤の存在が不可欠であります。

令和5年5月新型コロナウイルス感染症の制限が解除されて以降、経済活動、人流の動きも活発になり、物の値段が上がり、それに伴う賃金の上昇、各分野での人手不足が顕在化しています。経済状況の変化は、長期間のデフレ状態からインフレへと進み、国及び日本銀行の金融政策次第で、超低金利から金利のある世界へとなることは、十分予測されます。

いかなる事態においても持続可能な行財政運営をする必要があるため、 以下のことを伺います。

- (1) 金利上昇に対する町の財政の備えを伺います。
- (2)愛知県内の市町村においては、2022 年度決算に基づく健全化判断比率で基準を上回る団体はありませんが、本町として近隣市町と比較して財政面で改善すべきところ、目標としている基準を伺います。
- (3) 本町の基金の運用について金利等の配慮はされているのか。また、国 で実施されている基金の見直しを要するものは本町に存在するのか伺い ます。
- (4) 令和4年4月策定の東浦町定員管理計画において、普通会計人口1万人あたり職員数は教育認定児の保育等により、近隣知多4町と比較し少し多めと認識されています。また、令和4年度に事務の効率化・合理化で減じた職員数は、令和8年度の見込みでは、効率化・合理化前の平成29年度とほぼ同数となっています。働き方改革が求められる中、さらなる効率化・合理化等を含めた計画となっているのか伺います。
- (5) 「ほどよいまち東浦」であるための施策に係る投資的経費は、社会保障費等や民生費・公共施設整備資金等に充当され、減ずることは非常に困難であります。だとすれば、国・県をはじめ、他の団体等の助成制度の活用、補助金等による事業の展開は必須と考えます、助成金や補助金等の利用・活用することをどのように捉えているのか伺います。
- 2. 令和6年能登半島地震発生から本町の防災・減災の現状を問う。

「暮らし・経済・環境が調和した輝くあいち~危機を乗り越え、愛知の元気を日本の活力に~」を地域づくりの基本目標に、安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現を目指している本町において、防災とは、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要の施策である。近年、気候変動の影響による、洪水、高潮、土砂災害などの災害のリスクが高まっている。

今回発生した、地震による災害は自然が持つ脅威をまざまざと見せつけ、 南海トラフ地震発生が予測される本町においても、他人事でないと感じた 方は数多く見えたのではないか。そこで、公共インフラ(道路・橋梁・上 下水道・土砂等)の災害対応は、当局の計画的な対策の実行に期待し、町 民ができる防災・減災について以下のとおり伺います。

- (1) 先般の地震での数多くの家屋の倒壊を目の当たりにし、建物の耐震に対する対策が不十分であったのではと考えました。2024年1月23日中日新聞の記事では、耐震率は本町において2023年1月時点で82.6%と報道されました。そして、本町耐震改修計画では、2030年度までには、耐震性が不十分な住宅を概ね解消すると目標にしています。全国平均87%より下回っている現状と本目標への課題を伺います。
- (2) 耐震診断をした建物は、町内の木造・非木造建築物(空き家等を含め) のすべてが対象となっているのか伺います。
- (3)減災化により人命が救われる可能性は高いと考えますが、各種啓発活動、補助事業等を伺います。
- (4) 防災意識を持ち、各種訓練等に参加される方は、増えつつあると思いますが、地域コミュニティへの加入率の低下は普及活動や災害時対応の 懸念材料となります。しかし、すべての町民の人命と安心・安全を守る ことは行政の責務であり、防災・減災に関する情報及び避難所等の周知 状況を伺います。

質問順位5 2番議員 長坂 知泰 (町民ファーストの会)

1. 本町の子ども・子育て支援体制を問う

我が国の少子高齢化の進展は、労働力人口の減少、社会保障費の負担増加、地域の活力低下などをもたらすものとして社会経済への深刻な影響が懸念されている。こうした中で、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させた。本町では、これに基づき平成27年3月「東浦町子ども・子育て支援事業計画」を策定、同年4月より「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせている。また令和5年4月には、各省庁の子ども関連部局を統合し一元的に政策を進める「こども家庭庁」が新設され、同時に子どもの権利擁護を基本理念に定めた「子ども基本法」を成立させている。さらには、近年の児童虐待対応件数の増加など、これまで以上に子育てに困難を抱える世帯が顕在化してきている状況への支援体制強化を図るため、令和4年6月8日児童福祉法が改正され令和6年4月1日施行の予定である。そのような中で日高町長の政策指針によれば、本町は「切れ目ないこどもまんなか応援サポーターのまち(仮称)」を宣言する計画とされる。そこで本町における子ども・子育て支援体制における状況と取組みについて以下のとおり伺う。

(1) 本町の児童虐待件数について

図表1は、本町における児童虐待件数、図表2については、それを年齢別に令和元年度から令和4年度までの推移を示したものである。また図表3は、図表5の中の地域子ども・子育て支援事業の⑩一時預かりの中のリフレッシュ保育の利用実績である。これらを見て質問する。

- ア. 図表1における児童虐待件数の合計の推移をみると上昇傾向がある と捉えることができる。これをどのように分析しているかご所見を伺 う。
- イ. 図表 2 で、これを年齢別にみると 0 歳~ 3 歳の児童数が多く偏りがあるように見受ける。これをどのように分析しているかご所見を伺う。ウ. 本町では、令和 2 年 4 月に「東浦町児童虐待防止対策計画」を策定し、その中で「妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を通じて、関係機関と子育て世帯の接点を確保し児童虐待の発生を予防する。」とあるが具体的にどのように施策に反映させているのかご所見を伺う。
- エ. 図表3において、リフレッシュ保育(一時的保育)は、育児ストレス解消、子育て負担軽減が目的とされるが、令和元年より取扱い保育園の集約化が見受けられ、令和4年には利用実績が急増している。集約化した理由は何か、また利用急増をどのように分析しているかご所見を伺う。
- オ. 図表3の注記のとおり、令和5年度よりリフレッシュ保育は、民間保育園での実施となり、令和5年度は12月時点の聞き込みでは967人の利用と前年度対比大幅増加とのことである。事業計画時点で、基本

的な教育、保育、支援事業の「量の見込み」は適切に算出されているか。そして算出の基となるアンケートは、個々の事業やサービス別に内容を説明したうえで利用希望者を明確に問う形式となっているか。また利用意向率の算出は適正かご所見を伺う。

- カ. 図表 5 の子ども・子育て支援事業の部分に記載した通り、令和 6 年 4 月に児童福祉法が施行され、法律上は「母子保健(子育て世代包括支援センター)」と「児童福祉(子育て世代包括支援センター)」を融合させた「こども家庭センター」を中心とする子育て支援体制の強化が可能となる。次期子ども子育て支援事業計画の策定も踏まえ、本町としては、どのような体制を構築していく予定か、構想やスケジュールなどがあればご所見を伺う。
- (2)子ども・子育て支援法に基づく給付・事業メニューについて 図表5は、本町における子ども・子育て支援法に基づく給付・事業メニューを示したものである。また図表4は、子ども・子育て支援制度における国・地方の負担割合を示したものである。これらを見て質問する。ア. 図表4からわかるように保育所整備費に対する国、県の補助金は私立が交付対象であり、公立保育所は原則、廃止されている。また運営費についても公立については財政支援は受けられないと伺っている。こうした中で県内の市町の公立保育所も、各所で統廃合や民間への移管が計画、実行されているが、本町の公立保育園に対する今後の運営方針について伺う。
 - イ. 令和6年度予算案において、図表5の中の子ども・子育て支援法に 基づく支援事業の④多様な事業者の参入促進、⑤の放課後児童クラブ への児童発達支援センター専門員の巡回、⑬の妊婦健康診断多胎妊婦 への助成、また、その他、保育ICTシステムの導入などが上程され ているが具体的な支援内容の説明を伺う。
 - ウ. こども家庭庁は「児童手当」の抜本的な拡充に向け、現在中学生までとなっている支給対象を 18 歳まで広げる予算案を今国会に上程している。成立後の本町における支給までのスケジュールなどについて伺う。
 - エ.本町の支援内容の特長として、支援メニューはあるものの、対象者を限定しているケースもあり(例・子育て支援ヘルパーなど)、受け皿の確保、対象者の拡大、それによる広報活動、および、支援の届かない対象者への訪問活動が必要不可欠と考えるがご所見を伺う。

図表 1 本町の児童虐待件数 (上段・世帯件数 下段・児童日数)

年度	区分	要保護(虐待)	要支援	要支援 <mark>(特定妊婦)</mark>	合計	一時保護
	±C+8	5	11	5	21	7
	新規	7	16	5	28	8
	継続	14	18	2	34	4
R4年度	和生物化	24	31	2	57	6
114十/文	合計	19	29	7	55	11
		31	47	7	85	14
	対前年	3	2	-1	4	4
	刈削牛	5	6	-1	10	2
	新規	12	15	6	33	6
	<i>ላ</i> ሃ በ ኦንፔ	20	20	6	46	9
	継続	4	12	2	18	1
R3年度	小正力に	6	21	2	29	3
113年及	合計	16	27	8	51	7
	ПВІ	26	41	8	75	12
	対前年	7	9	2	18	0
		14	10	1	25	1
	新規	5	11	4	20	4
	かしかし	7	16	5	28	5
	継続	4	7	2	13	3
R2年度	水企 水元	5	15	2	22	6
八七十八文	合計	9	18	6	33	7
	ПВІ	12	31	7	50	11
	対前年	-2	5	2	5	-2
	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	-4	8	3	7	-4
	新規	7	5	1	13	9
	机况	11	13	1	25	15
	継続	4	8	3	15	0
R1年度	邓丕称冗	5	10	3	18	0
八工十八人	合計	11	13	4	28	9
	ПП	16	23	4	43	15
	対前年	0	-5	1	-2	3
	刈削牛	3	-3	1	-1	9

(出典・ひがしうらの児童福祉 令和4年度、5年度) (実務者会議検討件数ベース)

図表 2 年齢別 児童虐待件数一覧 (単位・人)

左连	EZΛ	要保護	要支援	要支援	△ = I	一時保護
年度	区分	(虐待)	(養育支援)	(特定妊婦)	合計	时体或
	0~3歳	3	24		27	0
	年少~年長	7	2		9	1
	小学校低学年	7	6		13	0
D4左曲	小学校高学年	6	6		12	6
R4年度	中学校	4	7		11	5
	高校等	4	2		6	2
	妊婦			7	7	0
	合計	31	47	7	85	14
	0~3歳	6	22		28	2
	年少~年長	6	4		10	3
	小学校低学年	5	4		9	2
D2左座	小学校高学年	4	6		10	2
R3年度	中学校	2	3		5	1
	高校等	3	2		5	2
	妊婦			8	8	0
	合計	26	41	8	75	12
	0~3歳	1	12		13	2
	年少~年長	3	3		6	1
	小学校低学年	2	4		6	2
R2年度	小学校高学年	2	4		6	2
KZ 平及	中学校	4	6		10	3
	高校等	0	2		2	1
	妊婦			7	7	0
	合計	12	31	7	50	11
	0~3歳	0	7		7	3
	年少~年長	2	2		4	2
	小学校低学年	5	8		13	4
D1左由	小学校高学年	5	3		8	2
R1年度	中学校	4	3		7	4
	高校等	0	0		0	0
	妊婦			4	4	0
	合計	16	23	4	43	15

(出典・ひがしうらの児童福祉 令和4年度、5年度) (実務者会議検討件数ベース)

図表3 リフレッシュ保育(一時的保育)の利用実績・園別(単位・人)

年度	森岡	森岡西	緒川	緒川新田	石浜	石浜西	生路	藤江	合計
29	0	22	26	55	13	0	0	29	145
30	0	24	59	25	68	12	0	21	209
元	0	0	0	0	72	91	0	0	163
2	0	0	0	0	148	190	0	0	338
3	0	0	1	0	141	112	0	0	254
4	0	0	0	0	438	0	2	0	440

(令和5年度よりリフレッシュ保育、緊急保育はあしたがすき保育園で実施、非定型保育は石浜保育園で実施)

年齢別

年度	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
29	28	50	67	0	0	0	145
30	45	58	102	4	0	0	209
元	34	72	56	1	0	0	163
2	52	99	186	0	1	0	338
3	7	130	111	3	3	0	254
4	109	135	194	0	2	0	440

(出典・ひがしうらの児童福祉・令和4年度、令和5年度)

図表 4 子ども・子育て支援制度における国・地方の負担割合

		国	都道府県	市町村	備考
施設型給付	私立	1/2	1/4	1/4	注(1)
心政至和刊	公立	0	0	10/10	地方交付税措置による一般財源
地域型保育	地域型保育給付		1/4	1/4	
(公私共通)		1/2		1/4	
地域子ども・子育て		1/2	1/2	1/3	妊婦健康診断・延長保育事業
支援事業		1/3 1/3	1/3	(公立分)のみ市町村10/10	

注(1) 教育標準時間認定(1号認定)の子どもに係る施設型給付については、当分の間、 全国統一費用部分と地方単独費用部分を組み合わせて施設型給付として一体的 に支給することとされている。

(出典・内閣府(2018)「子ども子育て支援新制度について(平成30年5月)」を引用)

図表 5 子ども・子育て支援法に基づく給付・事業体系

支子子 援 ど 育 給 ŧ て 付

子どものための現金給付(児童手当)

子どものための教育・保育給付

施設型給付費 (認定こども園・幼稚園・保育所)

|地域型保育給付費 (小規模保育など)

子育てのための施設等利用給付(施設等利用費)

地域子ども・子育て支援事業 (第59条第1~13項)

【子ども・子育て支援法】

①利用者支援 (うららん・保健センター2か所、専門員5名)

②時間外保育 (早朝・延長保育等)

③実費徴収に係る補足給付 (未移行幼稚園副食費補助金等)

④多様な事業者の参入促進・能力活用

【児童福祉法】

⑤放課後児童健全育成 (放課後児童クラブ)

⑥子育て短期支援 (児童養護施設に養育または保護7日以内) ⑦乳児家庭全戸訪問 (生後4か月までの乳児のいる家庭全て訪問) ⑧養育支援訪問 (子育て支援ヘルパー及び専門的相談支援)

⑨地域子育て支援拠点 (ひがしうら総合子育て支援センター) ⑩一時預かり (一時的保育・非定型、緊急、リフレッシュ) ①病児·病後児保育 (うららんケアルームで病児保育を実施)

⑫子育て援助活動支援 (ファミリーサポートセンター)

【母子保健法】

13妊婦健康診断 (妊婦14枚・公費助成受診票)

※2022年成立の【改正児童福祉法】による体制強化方向 (2024年4月施行)

≪新設≫ ○子育て世帯訪問支援

○親子関係形成支援

○児童育成支援拠点

〇こども家庭センター

≪拡充≫ ○子育て短期支援事業

○一時預かり事業

仕事子育で両立支援事業

【国主体】 (企業主導型保育事業など)

(出典・水畑明彦著 自治体の子育て支援担当になったら読む本 P54 学陽書房を引用)

質問順位6 1番議員 森 靖広(高志会)

1. カーボン・ニュートラルを見据えた取り組みについて

本町は2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにし、「脱炭素社会」を目指す方針を国が掲げたことを受けて、脱炭素社会の実現を目指しつつ、2030年に向けて低炭素社会の実現を着実に進められることが求められます。

「脱炭素社会」とは二酸化炭素の排出量を実質ゼロ(カーボン・ニュートラル)として、気候変動の安定化を目指した社会のことをいいます。二酸化炭素の排出と吸収をプラスマイナスゼロにする配慮の徹底を、当然とする社会システムづくりに向けた施策が必要となっています。「脱炭素社会」、「二酸化炭素」は目に見えないものであり、住民などは意識しにくいことから、身近な生活と地球温暖化との関連について具体的なイメージを持つことができるような学習の促進や啓発が必要です。二酸化炭素の排出抑制に向けた「緩和策」だけでなく、気候変動に対する「適応策」についても、検討を進める必要があります。特に自動車は日本の二酸化炭素排出量の約17.4%を占めており、運輸部門において大きなウエイトを占めています。自動車産業では「自動車の燃費改善」、「電気自動車の普及」、民間企業では「効率的な輸送の推進」また、行政では様々な環境に適した施策の充実など、カーボン・ニュートラルを目指し、持続可能な移動手段の実現に向けて取り組んでいます。そこで以下について質問します。

- (1) 町内にある名鉄沿線駅周辺、JR 武豊線沿線駅周辺に町所有の土地または、民間所有の土地を利用した「パークアンドライド」を推進し、町内外へ流入出する車両を減らし環境に適した適応策などの考えはないか伺います。また、「パークアンドライド」を実施したことで付随効果としてどのようなことがあるか伺います。
- (2) 自動車の二酸化炭素排出量削減策に向けた取り組みとして、公用車の 更新時期が来た際は、次世代自動車へ変更する計画があるか、また環 境・人に優しいモビリティへ変更する計画はあるか伺います。
- (3) カーボン・ニュートラルを目指した取り組みとして次世代自動車を将 来広く社会に普及させていく為には、どういった方法、施策が必要と考 えているか見解を伺います。
- 2. 魅力ある東浦町を知ってもらうための発信 (PR) について

本町は、自然との調和を大切にし、伝統と現代の息吹が共存する地域です。古くからの歴史や文化が息づく町並みなど、多くの可能性を秘めた素晴らしいまちであると誇ることが出来ます。そのポテンシャルを最大限に発揮するためのさまざまな施策、取り組みを行っています。しかし、良い施策や取り組みを町内外の方へ認知されていない、魅力がいまいち伝わらないなど、ご意見をいただくこともあります。地域力ブランディングで

は、東浦町の特色や強みを明確にし、ブランド化することで観光客や投資家にアピールすることが出来ます。さまざまなイベント開催では、東浦町のロケーション、スケールメリットを活かした特別なイベントを開催し注目を集める。また、多文化交流として、外国人観光客向けの情報提供も今後必要になってくると考えられます。さらに、メディア露出として、地域の観光スポットや特産品をメディアに取り上げてもらうことで、知名度を高めることができると思います。これらのアプローチを上手く組み合わせ東浦町の魅力を発信(PR)する機会を創出していく戦略、考えについて以下伺います。

- (1) 現在、発信 (PR) しているツールとして主に媒体は何を使い運用しているのか伺います。また、効果の確認、課題についてどう分析しているか伺います。
- (2) 効果的な情報発信のあり方で、特定のターゲット層に向けた情報発信 を行ったことはあるかについて伺います。また、外部の視点を入れると いう観点から民間会社とコラボ、提案された観光イベントやプランニン グを計画、実施したことはあるか伺います。
- (3) 本町には継続的に情報発信し続けられる仕組みはあるか、また外部講師による職員へ向けた研修会や勉強会を実施したことはあるか伺います。
- (4) 地方分権により、自治体同士での競争が激化していますが、情報発信 を戦略的に行う必要性をどのように捉えているか伺います。

質問順位7 12番議員 大川 晃 (親和会)

1. 知多半島、みんなでお産を見直さん?

こども家庭庁は、令和5年12月22日に「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)」を閣議決定いたしました。

お母さんが子供を妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでの、およそ100か月の間は、子供の人格の基盤を築く重要な時期でもあります。この子育て期間を社会全体で支えていこうといったビジョンだと認識しています。

国の令和5年度補正予算では1億2千万円が計上され、令和6年度予算には4千万円程が計上される予定と伺っています。

子供を産み育てる環境は各自治体で格差があり、添付のお産地図を見てもわかるように知多半島5市5町においても、お産ができる施設のある自治体と、無い自治体があります。誰もが何処に住んでいても安心してお産し子育てできる環境が大切だと思います。

知多半島では、お産を経験した方々が中心となり、将来お産を迎える方々のためにもお産環境を見直さないかと知多半島5市5町で会議を開催しているBBF@ちた半島という団体があります。その当事者たちの思いを実現するにはどうすればよいかを「知多半島、みんなでお産を見直さん」として本町の見解を伺います。

- (1) こども家庭庁が策定した「はじめの 100 か月の育ちビジョン」について、本町としての見解を伺います。
- (2) 高齢者を支援する介護においては広域連合として、複数の自治体がひ とつになり介護サービス等を実施しています。お産を含めた子育てにお いて地方自治体が広域で一つになって子育てサービスを実施することが 可能かを伺います。
- (3) 「はじめの 100 か月の育ちビジョン」において、民間企業・団体等が 実施主体になる旨の記載がありますが、東浦町民を含む他市町の住民で 結成された団体が実施主体になることは可能であるか、町としての把握 状況を伺います。
- (4)子育て支援センター「うららん」の町内・町外在住別の利用状況を伺います。
- (5) 本町は、妊産婦支援委託料として町内の助産院に委託をして事業執行 しているものもありますが、町内の助産院に委託している事業の実績を 伺います。
- (6) 次の案件が町として実施可能か見解を伺います。
 - ア. 安心してお産が出来る環境づくりとして、企業にも理解を促進しなくてはならないと感じています。そこで本町の事業者に対して子育て 支援の在り方などを勉強するセミナーの開催。

- イ.子供を作るか悩んでいるご夫婦や一人目を出産したご夫婦に対して、 お産の喜び等を伝えることが出来れば二人目も産もうと考えることに 繋がると思います。そういった想いを伝える会の開催。
- ウ. 子育てママを助けたいという想いのある近所に住む子育て経験者と 妊産婦や子育てママが繋がる居場づくり。
- エ. 定期的に助産師と会える仕組み。(例えば週1回、オンラインも含 $t_{\rm P}$)
- オ. 妊娠中~産後 100 日で利用できる「ごはんフリーパス」の発行。(期間中体調等が優れない方を対象に、食事をデリバリーで配達する等ごはん作りから解放され負担が軽減されるもの)
- カ. 妊婦が産気づいたときなどに利用できるタクシーチケットの配付。
- キ. 母子手帳発行時の出産予定日を基準とした検診や相談などの情報を SNSなどで直接当事者に配信するプッシュ型の支援。
- 2. 子育て支援センター「うららん」を妊産婦用の福祉避難所に指定することについて

今年1月1日に能登半島地震が発生し、多くの方が被災されました。お正月で帰省をしていて被災された妊産婦も多くいたことと思います。災害復旧に向けて今もなお多くの支援が必要となっています。被災しお亡くなりになられた方に対し追悼の意を表すとともに被災された方々に対して一日も早く災害復旧されることを心から願っています。

本町は、災害時の要支援者向けに福祉避難所として勤労福祉会館が指定されています。開設された折には、障がい者や高齢者、妊産婦などが避難されることになります。ゼロ歳児から100歳を超える幅広い年齢層の方々が集まることとなります。受け入れをする側として多種多様な方々への対応が見込まれ混乱も予想されます。

乳児や妊産婦に対しては、特に衛生面での配慮や授乳時のプライバシーの配慮など女性として必要な物資なども必要となってきます。そこで、以下に伺います。

- (1) 勤労福祉会館を福祉避難所として開設された場合、妊産婦を受け入れ できる人数を伺います。
- (2)子育て支援センター「うららん」を妊産婦用の福祉避難所として指定することに対する本町の見解を伺います。
- (3) 妊産婦に対して災害時の備えや心構え等を伝える機会があるかを伺います。
- (4) 災害時の備蓄品として、乳幼児を含む妊産婦用として保管している物 の品名や数量を伺います。
- (5) 本町の災害時の備蓄品に粉ミルクがありますが、保管している数量と 災害時にミルクとして支給する場合の手順を伺います。

(6) 乳幼児を産湯に入れて衛生的に保つことが必要と考えますが、本町に指定されている避難所で産湯を準備できるかを伺います。



(提供:BBF@ちた半島)

質問順位8 4番議員 山田 眞悟 (庶民倶楽部)

1. 「災害時にも安心・安全なまちへ」町長のアップデート実践に向けての 提起。

本年元旦に発生した能登半島地震・震災によって、亡くなられた多くの 方々には深く哀悼の意を表します。そして被災者の方々には改めてお見舞 い申し上げます。

今回の能登半島地震によって、町長のロードマップ4番目「災害時にも安心・安全なまちへ」の提起が早急に求められてくるとは思いもよりませんでした。特に2月4日開催の防災講演会「東浦町みんなで防災」<講師:JICA(国際協力機構)教育専門家 近藤ひろ子先生>は強烈な印象を持ちました。

- (1) 町長のロードマップ「災害にも安心・安全なまちへ」の指針の一環として行われたのか。今回の講演会は震災前から企画していたようですが、今の情勢下で今回の講演会は単発で終わるのではなく、各大字地区に広げてこまめに幅広い層へ普及していくことが望まれます。見解を求めます。
- (2)地域コミュニティ「自助、互助、共助、公助」の強化を掲げて、コミュニティ連絡協議会会議を毎月定例化しているようですが、具体的にどのような議題で進展しているのか。会議の公開はしているのか伺います。
- (3) 転入者へのコミュニティ加入促進は進んでいるのか伺います。
- (4)情報伝達システム(町内一斉連絡網)の導入の進展を伺います。
- (5) 放課後児童クラブなど各世代の居場所づくりにコミュニティの関わり の促進の具体的なケース、継続的に発展しているのか伺います。
- (6) コミュニティイベントへの支援を行い、地域コミュニティ強化の提言 での事業展開を伺います。
- (7) 前述した(4) から(6) の事業の進展は住民自治課で進めているのか。現在の体制で維持発展していけるのか不安です。住民自治課の二分化が求められます。見解を求めます。
- (8)本町の各地区コミュニティは、町から交付するコミュニティ推進協議会交付金及び各地区コミュニティが住民から徴収した会費で運営されています。一部のコミュニティでは、本来の使途と異なる名目で会費を徴収していると聞き及んでおります。コミュニティが、町からの交付金で運営されている組織である以上、看過できる問題ではないと考えますが、町として会費の徴収方法等指導を行う考えはあるのか伺います。
- 2. 「広報ひがしうら」の全戸配布を求めます。

コミュニティ組織の向上を論議しますと「広報ひがしうら」の全世帯配布の課題が求められます。コミュニティ組織を通じた広報配布をやめて、 民間委託での配布にしていくことが望まれています。町長の見解を求めま す。

3. 「敬老事業」の復活を求めます。

地域コミュニティの強化は、「自助、互助、共助、公助」とひとくくりで提言されるが、前町長時代に「敬老事業」廃止で区との間にひびが入った経緯もありました。連絡所長(区長)との修復も根深い課題として残されています。「敬老事業」復活について、見解を求めます。

質問順位9 11番議員 北野 興地 (親和会)

1. 防災対策の充実・強化を

本年1月1日に震度7の能登半島地震が発生、被害状況はNHK NEWS WEB版等によれば、1月31日現在、人的被害は死者238人(内災害関連死者15人)、安否不明者19人、重軽傷者1,179人、住宅被害は全半壊4万6,294棟、停電約2,400戸、断水約4万890戸と甚大な被害をもたらしています。また、避難者は1万4,643人(避難所519カ所)となっています。

一方、2023 年 4 月改訂の「愛知県 防災・減災お役立ちガイド(地震編)」によれば、今後 30 年以内に 70~80%の確率で南海トラフ巨大地震 (M8~M9) の発生が予測されており、愛知県内の主な被害想定結果(過去地震最大モデル)では、人的被害は死者数 6,400人、住宅被害は全壊棟数約 94,000 棟と甚大な被害想定になっています。

地震等の災害はいつ発生するか分かりません。防災・減災の事前対策の 充実・強化が早急に必要です。その方策について下記のとおり伺います。

- (1) 本町の災害発生時等の町民への緊急情報の配信・伝達について、現時 点での手段・方法及び効果等についての現状認識は。
- (2) 日髙町長が昨年 11 月に示されたロードマップの「災害時にも安心・安全なまちへ」の中に「情報伝達システム(町内一斉連絡網)」の導入を令和5年度から検討を始め、令和6年度中ごろから実施とあります。現在、防災ラジオ等の不感地帯が森岡台団地や東ヶ丘団地等の住宅地に多数発生しています。導入予定の情報伝達システムの内容・効果予測は。また早急な運用開始を強く要望しますが、町の取組み状況は。
- (3) ロードマップ「災害時にも安心・安全なまちへ」の中に「消防団、防 災組織を強化します」として「地域防災力の向上を図ります」とありま す。その具体的な向上策と予想効果は。
- (4) ロードマップには「災害リスクの周知や災害危険箇所の明示を進めます」とあり、令和5年度から検討、令和7年度以降で実施とあります。 この施策の具体的な内容と予想効果は。
- (5) ロードマップで「防災・減災対策のソフト整備を進めます」として、 「新たな防災情報に対する体制強化を図ります」とあります。新たな防 災情報への体制強化の内容と予想効果は。
- (6) 能登半島地震で被害の大きかった石川県珠洲市においては、建物の半数が全壊するなど住宅にも甚大な被害が発生しました。これは住宅耐震化対策の遅れが要因とみられており、耐震検査及び補強工事の必要性が強く叫ばれています。

別表の「知多半島5市5町の住宅の耐震化率」を見ても分かる通り、 東海市と大府市を除いた本町を含む他の8市町は全国平均の87%を下回 っています。本町は、82.6%と下位から4番目となっています。耐震検 査結果へのこれまでの評価と今後の住宅耐震化率向上に向けた具体的な 方策を伺います。

知多半島の5市5町の							
住宅の耐震化率							
全国平均	約87%(2018年)						
半田市	86%(2022年度)						
常滑市	81.7%(2020年度)						
東海市	89.5%(2020年度)						
大府市	91.8%(2020年度)						
知多市	82.7%(2023年4月)						
阿久比町	86.6%(2023年1月)						
東浦町	82.6%(2023年1月)						
南知多町	71.3%(2018年度)						
美浜町	72%(2019年1月)						
武豊町	85.9%(2018年度)						
今和6年1日23日付 由日新聞から抜粋							

- 令和6年1月23日付.中日新聞から抜粋
- (7) 2月2日付け中日新聞の記事に「空き家倒壊 悩みの種」「所有者不明で解体・撤去 妨げに」とあります。被災した石川県珠洲市の倒壊した空き家の中に所有者不明のものがあり、解体や撤去の妨げとなっているために復興の足かせとなっている旨の内容です。本町内の空き家は、令和4年度の調査によれば、全体で402戸、平成27年度の前回調査より約3割増加しています。空き家402戸の内、所有者不明の戸数と同空き家に対する今後の対策を伺います。
- 2. 町広報紙「広報ひがしうら」による情報等伝達力の充実を

本町の最上位計画である「第6次東浦町総合計画」、第4章「基本計画」、1「いつまでもいきいきと暮らせる健康づくり」、(2)社会福祉(高齢者福祉)の中に「高齢者がいきいきと活躍し、安心してくらせるまちをつくります」と掲げています。更に、第2次東浦町地域福祉計画(令和4年度~令和8年度)でも"「あんき」に暮らせるまち 東浦"の基本目標①「ほっとけん」の基本施策(3)として、「助けてと言えるしくみづくり」を謳い、その具体的施策の中に「ふくしに関する情報発信の強化・情報保障の推進」とあります。そこで、以下について伺います。

(1)「広報ひがしうら」の配布状況は、添付資料の「広報紙の地区別分配数・配布率表」のとおり、令和4年度一般会計予算の議案質疑の中で取り上げられており、全地区の半数が70%台以下となっています。一方、隣接の東海市、大府市、知多市、阿久比町等は広報配達員やシルバー人

材センターへの委託等によって、高い配布率と聞きます。

情報発信のツールとして、高齢者等へ最も有効と考えるあらゆる情報 が網羅された広報ひがしうらの全戸配布を強く要望しますが、町長のお 考えを伺います。

広報紙の地区別分配数・配布率

地区等	分配数(部)	配布率(%)
森岡	2,300	73
緒川	2,510	73
緒川新田	2,760	94.4
石浜	3,483	87.2
生路	1,500	70.6
藤江	1,660	61.3
県営住宅	930	100
その他	1,057	
合計	16,200	

議会だより ひがしうら 2022.5.1 No.211から抜粋

(2) ロードマップの「6.地域に誇りと愛着を持てるまちへ」の「(2)開かれた行政」の中に「積極的な情報発信と住民から直接意見を聞く場や相談窓口(トータルサポートコンシェルジュ)の設置を進めます」とあります。広報紙ひがしうらを全戸配布することによって、あらゆる世代の住民の方々から様々なご意見などが寄せられる可能性が高くなると考えますが、町長のお考えを伺います。

質問順位 10 3番議員 杉下 久仁子(日本共産党ひがしうら)

1. 防災・減災の実効性ある対応を求めて

令和6年能登半島地震での被害状況が記憶に新しいところですが、本町でも甚大な被害が予想される南海トラフ地震の発生が危惧されており、他人ごとではありません。 また、これまで日本各地で発生している大規模災害で伝えられる防災(耐震改修等)や避難所環境の課題(仮設トイレのバリアフリー化、プライバシーの確保、性被害等)は繰り返されていると認識しています。

災害時に自助・共助がさかんに言われますが、公的な支援や備えがあってこそ成り立つと考え質問します。

(1) 住宅の耐震改修促進に向けて

東浦町耐震改修促進計画(令和3年3月改定)では、2025 年度までの 住宅の耐震化率を95%とし、2030 年度までに耐震性が不十分な住宅を概 ね解消することを目標としています。(参考資料、下段)2020 年1月時 点で耐震化率は79.5%です。

- ア. 2025 年度までに 1829 戸の耐震施策が必要とされているが、今年度の目標戸数が耐震改修と解体を合わせて 11 戸で、予定通り行われたとしても 2025 年度までに 1800 戸近い住宅の耐震化は現実的ではないと考えます。ただ、早急に実施する必要がある施策ということも理解します。2019 年 6 月議会の一般質問でも確認したところですが、耐震改修や解体が進まない理由をどう捉えているか。また、耐震化率向上に向け補助額の引き上げを行う考えは。
- イ. 住宅所有者のうち、非課税世帯や高齢者のみの世帯では特に費用負担が大きいため耐震改修が進みにくいと言われているが、補助額へ上乗せを行う考えは。
- ウ. 耐震改修促進の改善策として、東浦町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムでは「防災イベント等における自治会と連携した普及啓発や、補助制度の概要パンフレットのデザイン見直し、補助制度周知ポスターの現地掲出など、引き続き、各種補助制度を積極的にPRする。」とあります。その一環で、町や自主防災会での避難訓練で講座を1コマ設ける取り組みを提案するが見解は。

【参考資料:住宅耐震改修の実績と目標】

年度	2021 年度実績	2022 年度実績	2023 年度目標
木造住宅耐震診断	20	9	30
木造住宅耐震改修	2	3	4
木造住宅解体	8	8	7
耐震シェルター	0	0	1
非木造住宅耐震診 断	0	0	1
2020 年時点の住 宅総数	うち耐震性がな い住宅数	2025 年度まで に耐震化の施 策を要する住 宅数	2025 年度 耐震化率目 標
13, 924	2,848	1,829	95%

- ※「東浦町耐震改修促進計画」、「東浦町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」より(単位:戸)
 - (2) 東浦町耐震改修促進計画では、減災化促進に向けた取り組みの中で、 エレベーターに関する地震対策の実施、エレベーター内の防災キャビネットの設置、閉じ込められた場合の対処方法を町ホームページ等で周知 を図るとあります。より実効性を持たせるため、本町の公共施設にある エレベーター内へ防災キャビネットを設置したり、購入に対する補助を 行うといった具体的な対応が求められると考えるが見解は。
 - (3) 東浦町公共施設再配置計画(案) と指定避難所について
 - ア. 現在の指定避難所の収容可能人数と東浦町公共施設再配置計画(案) による施設の集約化・複合化後の避難所収容可能人数は。
 - イ. 2014 年の愛知県地震防災部会による南海トラフ地震の本町の被害想定で、建物全壊が約5100棟、避難者数は最大約12,000人と想定され、指定避難所だけでは不足することが懸念される。また、公共施設再配置後の収容可能人数が現在よりも減るのではないかと、不安の声もあるが避難場所確保への見解は。
 - ウ. 各地区のコミュニティセンターや保育園、児童館等が複合化され地 区拠点施設の設置が計画されているが、指定避難所も集約されること になり避難に要する時間が長くなる住民も増えます。感染症への対応 も考え、指定避難所が各地区で複数、必要と考えるが見解は。
 - (4)避難所生活でのプライバシー保護と健康維持について

避難所の生活で課題となっている着替えや授乳、おむつ替えの時のプライバシーを守る屋内テントや健康維持では段ボールベッドの備蓄は重要と考えます。また物資を受け取るときも、おむつや生理用品、下着は人目を気にせず受け取れるようパーテーション等で区切られた場所を設置する取り組みも必要ですが、これらの備蓄状況は。

(5) 車中泊避難について

広報ひがしうら令和6年2月号で、「災害に備えませんか?車中泊避 難場所の指定をしました!」と掲載されました。

記事では、「分散避難の選択肢の1つとして車中泊避難場所の指定を し、大規模災害時に利用可能とするもの」とあり、場所が掲載されてい ます。

【参考:車中泊避難場所(駐車可能台数)・北部グラウンド等駐車場(100 台程度)・北部中学校職員駐車場(50 台程度)・新田グラウンド競技場(200 台程度)・メディアス体育館ひがしうら北側砂利駐車場(100 台程度)】

行政として、さまざまな避難場所を確保することが前提ではあるが、 指定された場所は遠い等で難しい場合もあります。より柔軟に対応でき る各自主防災会が、各地域にある民間施設等で避難場所の確保を行う約 束や協定締結等は可能か。

(6)ペットの同行・同伴避難について

ペットの避難場所や設置マニュアルはどのようになっているか。また、動物病院や動物のボランティア団体との連携をどう取り組むか。

(7) コミュニティ等の加入促進について

コミュニティや自治会への加入による顔なじみの関係があることで、 災害時の支援につながりやすくなることを、コミュニティ等への加入を 促すポイントとして分かりやすく伝わっていると認識しているか。